

岩手県医療局管理規程第3号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 医療局に勤務する企業職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の就業に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(サービスの根本基準)</p> <p>第2条 職員は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）</u>第30条の規定に従って県立の病院及び病院附属診療所（以下「県立病院等」という。）設置の趣旨に沿い県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p> <p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第17条の6 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）<u>第61条第29項</u>に規定する深夜における勤務の制限の承認を受けようとするときは、深夜勤務制限請求書（様式第7号の6）を所属長に提出しなければならない。</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第17条の9 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために<u>育児介護休業法第61条第21項</u>に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようと</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 医療局に勤務する企業職員（臨時又は非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）</u>第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下同じ。）を除く。以下「職員」という。）の就業に関しては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(サービスの根本基準)</p> <p>第2条 職員は、<u>法第30条</u>の規定に従って県立の病院及び病院附属診療所（以下「県立病院等」という。）設置の趣旨に沿い県民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。</p> <p>(育児を行う職員の深夜勤務の制限)</p> <p>第17条の6 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）<u>第61条第23項</u>に規定する深夜における勤務の制限の承認を受けようとするときは、深夜勤務制限請求書（様式第7号の6）を所属長に提出しなければならない。</p> <p>(育児を行う職員の時間外勤務の制限)</p> <p>第17条の9 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、当該子を養育するために<u>育児介護休業法第61条第17項</u>に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようと</p>

するときは、時間外勤務制限請求書（様式第7号の6）を所属長に提出しなければならない。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第17条の12 第17条の6から前条まで（第17条の8第1項第4号並びに前条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、第35条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第17条の6中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が医療局長が定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「第61条第29項」とあるのは「第61条第30項」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第17条の8第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、第17条の9中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第61条第21項」とあるのは「第61条第22項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

（勤務時間）

第23条 [略]

2 [略]

3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める

するときは、時間外勤務制限請求書（様式第7号の6）を所属長に提出しなければならない。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第17条の12 第17条の6から前条まで（第17条の8第1項第4号並びに前条第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、第35条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この条において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第17条の6中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が医療局長が定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「第61条第23項」とあるのは「第61条第24項」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第17条の8第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、第17条の9中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第61条第17項」とあるのは「第61条第18項」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号から第3号まで」と読み替えるものとする。

（勤務時間）

第23条 [略]

2 [略]

3 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、第1項の規定にか

<p>職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第1項及び前項の勤務時間は、1日につき8時間とする。ただし、救急患者等に対応する業務に従事する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要のあるものについては、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えない範囲内で定めることができる。</p> <p>(始業時刻及び終業時刻)</p> <p>第24条 1日の勤務時間は、勤務の種別に従い次の表により割り振る。ただし、業務その他の都合により、所属長は正規の勤務時間を<u>3時間</u>の範囲内で繰り上げ、又は繰り下げることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> <p>2・3 [略]</p> <p>4 育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振りは、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で所属長が定めるものとする。ただし、救急患者等に対応する業務に従事する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要のあるものについては、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えない範囲内で定めることができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(日直勤務及び宿直勤務)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 日直及び宿直の勤務時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、勤務時間経過後であっても引継ぎが終わるまでは、なお引き続き日直、宿直勤務に従事しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿直 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで(第23条第3項に定める職員にあっては、午後9時から翌日の午前8時30分までの間で、所属長が定める時間)</p> <p>3 [略]</p>	<p>かわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で定める。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 第1項及び前項の勤務時間は、1日につき8時間とする。ただし、救急患者等に対応する業務<u>その他所属長が必要と認める業務</u>に従事する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要のあるものについては、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えない範囲内で定めることができる。</p> <p>(始業時刻及び終業時刻)</p> <p>第24条 1日の勤務時間は、勤務の種別に従い次の表により割り振る。ただし、業務その他の都合により、所属長は正規の勤務時間を<u>5時間</u>の範囲内で繰り上げ、又は繰り下げることができる。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">[略]</div> <p>2・3 [略]</p> <p>4 育児短時間勤務職員等の勤務時間の割振りは、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で所属長が定めるものとする。ただし、救急患者等に対応する業務<u>その他所属長が必要と認める業務</u>に従事する職員のうち、特別の形態によって勤務する必要のあるものについては、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えない範囲内で定めることができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(日直勤務及び宿直勤務)</p> <p>第28条 [略]</p> <p>2 日直及び宿直の勤務時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、勤務時間経過後であっても引継ぎが終わるまでは、なお引き続き日直、宿直勤務に従事しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿直 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで(第23条第4項に定める職員にあっては、午後9時から翌日の午前8時30分までの間で、所属長が定める時間)</p> <p>3 [略]</p>
<p>2 (特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p>

<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間</p> <p>(5)～(24) [略]</p>	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>裁判員</u>、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間</p> <p>(5)～(24) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月21日から施行する。